

汚水に係る要保全施設の設置等の届出について

1 対象施設 表3-1のとおり

※ 規制基準については、表3-2をご覧ください。

2 提出期限 要保全施設の設置又は構造等変更の工事に着手する
60日前まで

3 提出書類

- (1) 汚水に係る要保全施設設置（使用・構造等変更）届出書（様式第3号）
- (2) 別紙1～別紙5
- (3) 上記2の提出期限を過ぎている場合 → 遅延理由書（任意様式）
- (4) 添付書類
 - ア 工場又は事業場の付近の見取図
 - イ 要保全施設の配置図（敷地内の建物の配置を含む。）
 - ウ 操業工程の概要図
 - エ 汚水の量及び濃度に関する説明書（汚水処理施設の仕様書など）

※ (1)と(2)の様式は、市ホームページにも掲載しています。

4 提出部数 2部（押印は不要です。）

5 届出先 薩摩川内市役所 環境課 生活環境グループ

※ 届出書を作成した方（担当者）の氏名及び連絡先を必ず添えて、ご提出ください。

※ 各支所の地域振興課市民生活グループでも受付いたします。

※ 令和3年度から受理書の交付はありません。

*** お問い合わせは ***

薩摩川内市役所 環境課 生活環境グループ

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号

TEL 0996-23-5111（内線）4331

FAX 0996-20-5570

E-mail life-env@city.satsumasendai.lg.jp

表 3-1 汚水に係る要保全施設

番号	施設名	規模等
1	水産食料品製造工場	鮮魚を仕入れて加工するものであって、鮮魚小売店を除く。
2	内水面養殖場	養殖池の総面積が1,000平方メートル以上のもの
3	砕石場	水洗式破碎施設又は水洗式分別施設を設置しているものを除く。
4	石材加工場	動力切断機又は動力研摩機を有するもの
5	ガソリンスタンド	自動式車両洗浄施設を設置しているものを除く。
6	自動車整備工場	屋内及び屋外の作業場面積の合計が100平方メートル以上300平方メートル未満のもの
7	機械修理工場	屋内及び屋外の作業場面積の合計が100平方メートル以上のもの

備考 鮮魚とは、海面若しくは内水面から水揚げされた天然魚若しくは養殖魚又はそれと同等のものであって、加工（単に冷凍する場合を除く。）されていないものをいう。

表 3-2 汚水に係る規制基準

汚水に係る要保全施設を有する工場等から公共用水域に排出される水(以下「排出水」という。)の汚染状態が、次表の項目の欄に掲げる項目ごとに同表の許容限度の欄に掲げるとおりとする。

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 〔水素指数〕	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 〔単位：1リットルにつきミリグラム〕	最大 160以下 日間平均 120以下
化学的酸素要求量 〔単位：1リットルにつきミリグラム〕	最大 160以下 日間平均 120以下
浮遊物質 〔単位：1リットルにつきミリグラム〕	最大 200以下 日間平均 150以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) 〔単位：1リットルにつきミリグラム〕	最大 5以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) 〔単位：1リットルにつきミリグラム〕	最大 30以下
大腸菌群数 〔単位：1立方センチメートルにつき個〕	日間平均 3,000以下

備考1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2 生物化学的酸素要求量についての規制基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての規制基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

3 許容限度欄の数値は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

【経過措置】 表3-1の番号2の項に掲げる内水面養殖場のうち、この条例の施行の日(平成25年4月1日)に既に設置されていたものについては、表3-2に掲げる汚水に係る規制基準は、9年間(令和4年3月31日まで)は適用しない。